八、昭和新薬株式会社に対する件

昭和四十八年（排）第二十八号

排除命令

名古屋市千種区松軒町二丁目十二番地
昭和新薬株式会社
右代表者　代表取締役　横井　公

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　昭和新薬株式会社は、昭和四十八年三月二十五日から同月三十日までの期間、一般消費者を対象に、「ショーワ創業記念祭」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項及び第三項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　昭和新薬株式会社（以下「昭和新薬」という。）は、肩書地に本店を、愛知県に十二営業所、三重県に四営業所及び岐阜県に一営業所を置き、主として医薬品の製造販売業及び化粧品の販売業を営む事業者である。

二　昭和新薬は、一般消費者を対象に、「ショーワ創業記念祭」と称し、昭和四十八年三月二十五日から同月二十七日までの間に愛知県岩倉市東新町南江向二四の五番地所在の日本住宅公団岩倉団地内ショーワ薬剤センターにおいて、同月二十六日から同月二十八日までの間に、同県江南市藤ヶ丘六の一番地所在の日本住宅公団江南団地内ショーワ薬剤センターにおいて、同月二十七日から同月三十日までの間に、同県知立市昭和九丁目二番地所在の日本住宅公団知立団地内ショーワ薬剤センターにおいて、それぞれ、医薬品、化粧品及び家庭用洗剤等を五百円以上購入した者に、スピードくじをひかせ、ショーワ賞丸石自転車クイーンパブリック（二万三千四百円相当）九本、A賞なべ（一千八百円相当）三十本、B賞携帯用救急セット（六百円相当）二百十本、C賞日計寒暖計（九十円相当）六百本、D賞ヘヤーブラシ（四十円相当）七千二百本、総額七十三万二千六百円相当の景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

三　しかるに、右懸賞に係る最低の取引の価額は五百円であって、懸賞により提供することができる景品類の最高額は一万円である。したがって、前記景品類のうち「ショーワ賞」の景品類の価額はこの制限をこえるものである。また、右懸賞に係る取引の予定総額は、六百万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、十二万円である。したがって、前記景品類の価額の総額七十三万二千六百円はこの制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、昭和新薬の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項及び第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年九月二十六日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久